

24660-1015

令和4年4月5日

各市町村幼児教育・保育施設主管課長 殿

宮崎県こども政策課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に係る保護者への依頼文書の配布について（依頼）

各市町村におかれては、日頃より幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

昨年度末に年度替わりに当たっての保育所等の対応について依頼したところですが、現在の感染拡大状況を踏まえ、あらためて保護者宛ての協力依頼文書を作成しましたので、管内の保育所、幼稚園及び認定こども園に対し、保護者への周知について依頼していただきますようお願いいたします。

※ 保護者への周知方法については、各施設の実情に応じた方法（文書配布、メール、掲示板やホームページでの周知など）で行っていただきますようお願いいたします。

担 当：幼児教育保育担当 児玉
電 話：(0985) 26-7057
メー ル：kodama-keitaro@pref.miyazaki.lg.jp

令和4年4月5日

保護者の皆様へ

宮崎県

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御協力いただきありがとうございます。

新規感染者数の高止まりに伴い、「感染拡大緊急警報」が4月24日（日）まで延長されたところですが、感染力がより高いBA.2系統への置き換わりや家族・親族間での感染が要因と見られる保育所や幼稚園等でのクラスター発生など感染の再拡大が続いています。

各施設においては、懸命に感染防止対策に取り組んでいるところですが、施設の対策だけでは限界があります。

子ども達を守り、各施設の社会的機能を維持するため、各家庭におかれましても、強い警戒感をもって、あらためて感染防止対策の徹底をお願いいたします。

家庭での感染防止対策の徹底を！

- ◇ 園児及び同居の方の、毎朝の検温と健康状態の確認
- ◇ 登園や外出の際の適切なマスクの着用
※着用が無理なく可能な場合
- ◇ 帰宅後のこまめな手洗い（手指の消毒）

※ 次の場合は、登園をさせずに、医療機関に相談してください。
その際は、必ず、施設に連絡してください。

- ◎ 発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合
- ◎ 同居の方が、感染もしくは感染の疑いがある場合